

札幌市病院及び診療所における専属薬剤師の配置基準等に関する条例（平成28年条例第10号）新旧対照表

現 行	改 正 後	医 療 法 施 行 規 則（昭和23年厚生省令第50号）（令和6年4月1日時点）	備 考
（病院の人員） 第4条 病院が有しなければならない従業者及びその員数は、次のとおりとする。 （1）～（3）（略） （4）栄養士 病床数100以上の病院にあつては、1 （5）・（6）（略） 2・3（略）	（病院の人員） 第4条（現行のとおり） （1）～（3）（現行のとおり） （4）栄養士又は管理栄養士 病床数100以上の病院にあつては、1 （5）・（6）（現行のとおり） 2・3（現行のとおり）	第十九条（略） 2 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準（病院の従業者及びその員数に係るものに限る。次項において同じ。）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。 一～三（略） 四 栄養士又は管理栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一 3～5（略）	従う